

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る契約の相手方の決定及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度予算（暫定予算を含む。）が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加算）する対象案件です。

令和7年3月25日（火）

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局利根川上流河川事務所長 飯野 光則

1. 業務概要

(1) 業務名 R7利根川上流河川事務所広報支援業務

(2) 業務内容

①カスリーン台風から80年に向けた広報企画検討

1) 3箇年展開計画の企画立案

カスリーン台風から80年となる令和9年度へ向け、カスリーン台風の教訓伝承はもとより、流域治水の取組や気候変動に対応するための河川整備に係る計画の見直し等の情勢変化を含め河川整備の必要性を広報するため、令和7年度から3箇年の広報展開計画について検討を行うものとする。検討にあたっては別紙ー2に示す各種イベントと連携することを念頭におき、令和9年度に向けて効果的に機運醸成を図る計画を立案するものとする。

2) 令和7年度治水の日運営検討

1) の検討を踏まえ、令和7年度の治水の日の実施内容について、これまでの式典実施方法にとらわれず、開催方針を検討するものとする。

3) ロゴマークの作成

カスリーン台風から80年に向けて機運醸成を図るロゴマークを作成するものとする。また、1) の広報展開計画での活用を予定している。

4) 企画会議の運営補助

3箇年展開計画については、利根川上流河川事務所職員からなる事務局会議において展開方針を検討し決定するため、必要となる会議運営補助（会議資料作成、会議結果のとりまとめ）を行うものとする。

② 治水の日式典運営補助

1) 式典運営計画の策定

①2)で企画された内容の式典運営要領の作成を行う。

2) 会場運営・設営補助

受注者は、運営補助要員を配置するものとする。また、設営に必要な機材に関しては設計変更の対象とする。

③広報資料作成

1) R 8 年度事業概要作成

利根川上流河川事務所の2026年度版事業概要パンフレットの作成を行うものとする。履行にあたって、2025年度版事業概要パンフレットの電子データ（イラストレーター）及びアナログ修正原稿を貸与する。

2) パンフレット、ポスター、チラシ、パネル等作成

監督職員が提供する電子データを使用して広報活動で使用するパンフレット等を作成する。作業内容については以下を予定している。

- | | |
|-------------------|-------|
| ① ポスター（B2版 2色刷） | 170枚 |
| ② ポスター（A2版 カラー） | 340枚 |
| ③ チラシ（A4判 片面 カラー） | 8200枚 |
| ④ チラシ（A4判 両面 カラー） | 18万枚 |
| ⑤ その他監督職員が指示するもの | |

(3) 履行期限 令和8年3月27日

2. 企画競争参加資格要件

企画提案書の提出者は、以下に掲げる資格を満たしているものであること。

- (1) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
なお、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年3月29日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける
- (4) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき(3)の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと
- (5) 企画提案書等の提出期限の日から見積の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと

- (6) 企画競争実施にかかる説明書の交付を直接受けた者であること。
- (7) 企画提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
(企画競争実施にかかる説明書参照)
- (8) 配置予定技術者（主たる担当者）については、下記に示される同種又は類似業務等について、平成２６年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において１件以上の実績を有すること。
 - ・同種業務：公共事業に関するイベント運営業務
 - ・類似業務：公共事業に関する広報業務※「広報」とは新聞広告、パンフレット、ポスター、映像の制作をいう。
- (9) 配置予定技術者（主たる担当者）については、令和７年３月２５日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が５億円未満かつ１０件未満であること。手持ち業務とは、主たる担当者として従事している業務。

３．手続等

(1) 担当部局

〒３４９－１１９８ 埼玉県久喜市栗橋北２－１９－１

国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所 経理課

電 話：０４８０－５２－３９５３

電子メール：ktr-tonejo-keirika@gxb.mlit.go.jp

(2) 企画競争実施にかかる説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付場所及び方法

交付を希望する者には、郵送（着払い・希望者の負担）又は、窓口で紙面での交付を行う。郵送を希望する者は、上記（１）に申し出ること。

ただし、電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め上記（１）に事前連絡を行うこと。

また、電子データでの交付を希望する者には、電子メールにより電子データを交付するので、上記（１）に電子メールにて依頼を行うこと。

② 窓口での交付期間

令和７年３月２５日から令和７年４月１５日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、８時３０分から１７時１５分まで。（最終日は１６時まで。）

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和７年４月１５日（火）１７時１５分

提出場所：上記(1)に同じ。

提出方法：原則として電子メールにより提出すること。

なお、押印を省略する場合は、「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を企画提案書等に必ず記載すること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無

提出された企画提案書についてヒアリングは実施しない。

(5) 企画提案書の特定については、学識経験者で構成される第三者委員会が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書の提出者は、提案書の作成に当たっては、他の提出者と提案書の提出意思、提案書その他契約担当官等に提出する書類（以下「提案書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

(6) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(7) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(8) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(9) その他の詳細は企画競争実施にかかる説明書による。

企画競争の実施予定情報の公表について

所属：利根川上流河川事務所 流域治水課

本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成 28 年 3 月 22 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加点）する対象案件です。

業 務 名	R 7 利根川上流河川事務所広報支援業務		
業 務 の 概 要	本業務は、利根川の治水事業の重要性を広く理解していただくことなどを目的に実施する「カスリーン台風から 80 年に向けた広報企画検討」、「治水の日式典などの関連行事の補助」及び「各種パンフレット等の広報資料を作成」を実施するものである。		
提案募集の公示予定	令和 7 年 3 月 25 日（火）		
その他発注部局長等が必要と認める事項			
担 当 者 名	利根川上流河川事務所 流域治水課 黒川	内 線 番 号	7 1 1 － 3 5 6

企画競争実施予定情報の公表

発注部局：利根川上流河川事務所 流域治水課

本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成 28 年 3 月 22 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加点）する対象案件です。

案 件 名	R 7 利根川上流河川事務所広報支援業務
業 務 の 概 要	本業務は、利根川の治水事業の重要性を広く理解していただくことなどを目的に実施する「カスリーン台風から 80 年に向けた広報企画検討」、「治水の日式典などの関連行事の補助」及び「各種パンフレット等の広報資料を作成」を実施するものである。
提案募集の公示予定	令和 7 年 3 月 25 日（火）